福島社発第１７３号－２
平成２９年　２月１０日

会　員　各　位

福島県社会保険労務士会
会　長　金　子　昌　明
（公印省略）

雇用保険関係手続における電子申請の利用促進について

１月６日に福島労働局職業安定部雇用保険係と雇用保険の電子申請の推進に関する意見交換会を開催いたしました。

今後の雇用保険の電子申請について、以下の取り扱いとなりますのでご連絡いたします。

これを機会に電子申請へ取り組みいただけますようお願いいたします。

記

１．社労士の電子署名（電子証明書）について

SECOM 認証局で発行している社労士の電子証明書が以下に使用できるようになります。

① 今までどおり社労士業務に使用

② 社労士が設立した事務組合（社労士自身が事務組合の長）の申請に使用

③ 事務組合の長ではない社労士が、所属する事務組合の申請に電子証明書として使用

ただし、③については、「労働保険事務組合の長が指定する者個人の電子証明書の利用届」（PDF）を申請の都度添付することで社労士の電子署名でもマイナンバーカード（従事者等の場合）でも電子申請することができます。

２．雇用保険電子申請事務センターの開設について

すでに雇用保険電子申請事務センターが設置されている都道府県がありますが、福島労働局においても、平成２９年１０月以降（予定）に事務センターを設置し専任の職員が対応します。それによって、審査返戻期間の平準化が可能になります。各種届出書類の添付書類が統一化されることになります。

労働保険事務組合の長が指定する者個人の電子証明書の利用届

平成　　年　　月　　日

〇労働保険事務組合の名称 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

〇労働保険事務組合の所在地 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

〇労働保険事務組合の長の氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印＿＿

私は、雇用保険関係手続の電子申請にあたり、下記の者（同一労働保険事務組合の職員）個人の電子証明書を用いて申請することとします。

記

〇氏　　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

〇労働保険事務組合の名称 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

〇役　　職 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿